

## 津島市国民健康保険税の課税限度額の改定について

国民健康保険税の限度額については、被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が見込まれる中、高所得者層に応分の負担を求め、可能な限り中間所得者層の負担緩和を図る必要があると判断されたため、令和8年度課税分から限度額が引き上げられる見込みです。

なお、この課税限度額は、令和7年度末に地方税法施行令で最高限度額が定められるため、各自治体において当該額を超えない額で定めることとなります。

### 令和8年度 税制改正の大綱（抜粋…令和7年12月26日閣議決定）

〈国民健康保険税〉

（6）国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を **67万円（現行：66万円）** に引き上げる。
- ② 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

### 津島市国民健康保険税課税限度額の状況

	基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護納付金 課税額	子ども・子 育て支援納 付金課税額	合計
令和7年度 (現行)	66万円	26万円	17万円	—	109万円



令和8年度 (予定)	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
---------------	------	------	------	-----	-------

### 今後の予定

津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について、令和8年3月31日で専決処分をし、その後開催される市議会において、報告し承認を得る予定です。